

第11回

(令和2年11月10日)

議事録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和2年11月10日(火) 午前9時30分から午前10時15分

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 9名

1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学

4番委員 元村 彰浩・6番委員 西嶋 健一

7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栗原 和親

10番委員 深水 勇治

4 欠席委員 5番委員 今村 忠臣

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 議第44号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第45号案 農地法第4条の規定による許可申請について

議第46号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

議第47号案 非農地証明願いに対する認定について

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

協議 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買の申出について

6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、7番・8番委員をお願いします。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

西田推進委員

報告ではありませんが、6日に県、市町村と会議があったと思いますが、災害に遭われたところのダム、復旧の話し合いがあったと思うのですけれども私の地区の被災されている方が暮れから来年にかけてどういう対応をすればいいかおたずねがありましたので、農業委員会に連絡があれば説明をお願いします。

事務局 現在、被災しているので作付けができるかどうかということでしょうか。場所によりますが、国庫補助事業で復旧する規模の水田であれば、査定後、国の事業の日程次第で、来年作付できるかどうかは、事業の状況次第です。小さい災害の箇所は、農

地水事業で現在、復旧されておりますので、それが間に合うようであれば作付けできます。農林振興課で事業の詳細を把握していると思いますので、査定が終わって見通しがわかると思いますので、おたずねいただければと思います。もしかしたら査定が終わっていないという答えかもしれません。

西田推進委員

優先順位が決まっていないということですか。

事務局 査定が終わったどうかを把握しておりませんので、10月、11月査定と聞いておりますので、おたずねください。

議長 議第44号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第44号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議長 6、7、8番に川村委員さんに関係することがありますので、順番にどおりにいって6番のところで、退席をお願いします。

議長 調査番号1番について7番委員から調査報告をお願いします。

7番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は交換です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力2人）経営面積は、244a、田240a、水稲作付け、畑4a、自家用野菜を作っておられます。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：500m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：交換です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、田植機を所有。8番（取得農地の利用計画）：水稲を作付け。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

7番 （調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は交換です。譲受人の経営内容について報告します。家族5人（稼働力2人）経営面積は、134a、田125a、水稲作付け、畑9a、自家用野菜を作っておられます。家畜は成牛6頭、子牛2頭です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：500m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：交換です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター3、田植機、マニアスプレッダーを所有。8番（取得農地の利用計画）：水稲を作付け。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号3番について6番委員から調査報告をお願いします。

6番 （調査番号3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は

相手方の要望です。設定期間10年です。賃借人の経営内容について報告します。家族5人(稼働力2人)経営面積は、194a、田189a、すべて水稻、畑5a、野菜作付です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):2km。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):10a当たり2俵。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、コンバイン、動力噴霧機など農業に必要な機械は一式揃っています。8番(取得農地の利用計画):水稻作付け。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号4番、5番について2番委員から調査報告します。
2番 (調査番号4、5)、譲受人は親子の方です。5番については、1枚が分筆されたような状態になっており、譲受人が片方を所有されており、譲渡人が片方を所有されている状態です。取得後に合筆されるということでした。申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族5人(稼働力4人)経営面積は、81a、すべて田で、コシヒカリ、ヒノヒカリ、もち米など作付け、コシヒカリの後はソバを作られるそうです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):300m。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):45万円/10a。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、田植機、バインダー、ハーベスタを所有。8番(取得農地の利用計画):水稻作付け予定です。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、ここで一旦、これまでの調査番号の質問を受けたいと思います。質問のあられる方は挙手の上お願いします。

議長 質問がないようですので、6番に入っていきますが、川村委員は退室をお願いします。

議長 調査番号6番について2番委員から調査報告します。
2番 (調査番号6)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は6番、7番の交換です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力1人)経営面積は、147a、田138a、水稻25a、他はWCS用稲、畑8aは現況田で、WCSです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):1km。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):7番との交換です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、田植機、ミスト機を所有、収穫以降は、近くの機械組合を利用。8番

(取得農地の利用計画)：水稲作付け予定です。9番(周辺地域との関係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2番(調査番号7)6番との交換ですが面積が違います。6番は、譲受人は、田に進入し易くなる。7番の譲受人については、1枚が分筆の状態、1枚として利用できる状態になることから、合意されて、面積が違いますが、交換ということになりました。譲受人の経営内容について報告します。家族6人(稼働力3人)経営面積は、892a、田881a、畑11a、水稲150a、飼料米280a、WCS320a、野菜230a、他タバコを作付け。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積)：問題なし。2番(通作距離)：500m。3番(小作地)：問題なし。4番(貸付地)：問題なし。5番(取得価格)：6番との交換です。6番(耕作放棄地)：問題なし。7番(農機具の利用計画)：トラクター、動力噴霧機、田植機、他農業に使用する機械を所有。8番(取得農地の利用計画)：水稲作付け予定です。9番(周辺地域との関係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2番(調査番号8)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりですが、譲受人は、生活の基盤は、あさぎり町においておられます。住所は錦町においておられます。譲渡人はこのようになっておりますが、共有田です。代表の登記名義人がこの譲渡人の方で、共有田を譲渡人のお父さんが農業委員をされて、その方の名義になっていて亡くなれて相続されて現在のようになっております。今回、共有田を処分したいという状況からこのような申請になったこととなります。譲受人の経営内容について報告します。家族1人(稼働力1人)23aがヒノヒカリ、畑2aに野菜作付け。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積)：経営面積25aですが今回取得分と合わせると30a以上で問題なし。2番(通作距離)：100m。3番(小作地)：問題なし。4番(貸付地)：問題なし。5番(取得価格)：共有地で処分されまして10万円程度の物品を提供されます。6番(耕作放棄地)：問題なし。7番(農機具の利用計画)：トラクター2を所有、ヒノヒカリは親戚の方に作業を依頼されています。8番(取得農地の利用計画)：水稲作付け予定です。9番(周辺地域との関係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、調査番号6番から8番について、質問のある方は挙手をお願いします。

4番 8番について、贈与になっておりますが、相手方の要望で良いのでしょうか。

事務局 0円でしたので贈与にしましたが、会長から説明のあったとおりです。

議長 質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて

意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号5番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号6番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号7番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号8番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

以上により、全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

議 長 議第45号案農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議第45号案農地法第4条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について、9番委員から調査報告をお願いします。

9 番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は太陽光発電施設です。申請人は、自己の宅地に再生可能エネルギーの太陽光施設を設置したいということで、平成25年にソーラーパネルと管理施設を設置されております。今回調査したところ隣接している当該申請地にまたがって工事を行っていることが判明したので、農地転用を行うには農地法の許可が必要だと指摘をうけて今回申請をされたものです。施設の概要は、ソーラーパネル168枚と管理施設を設置してあります。4条調査項目により報告します。1番(農地区別)：2種農地です。2番(着工時期)：平成25年4月10日から7月30日までされております。無断転用

の始末書は9月10日に提出されています。3番(資金調達):借入金です。5番(周囲の農地の承諾)問題なし。6番(公衆衛生)給水、生活雑排水は該当ありません。パネル等の清掃は雨水を利用しておられます。排水は自然浸透となります。7番(転用措置):隣接地に被害がないように十分注意して造成されています。被害が発生した場合は、計画者の負担で一切を行うということです。8番(日照通風の影響):隣地農地に被害が及ばないように背丈の高い建築はしない。されておられません。9番(小作地)該当なし。10番(農振法):農用地区域外です。報告終わります。

議長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑がある方の挙手をお願いします。

議長 それでは、質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員:挙手)

全員賛成です。

申請どおり許可するものといたします。

議長 議第46号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第46号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)今回は所有権移転3件、利用権設定が27件です。所有権移転につきましては、農業公社の売渡3件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1~27番適格の報告あり)

議長 質問のある方はいらっしゃいませんか。

3番 所有権移転関係の2番の10アール当たり41,000円とはどのような内容でしょうか。

川村推進委員

譲渡人の方の農地の位置が水利の末端であるということ。日常的に水が少ない場所であり、日照が水無川の味岡採石場の南側に当たり竹林が生い茂ってしまして、日照の条件も悪い。地主が住所も住宅も何もないので、とにかく処分したいというような状況を踏まえまして、今まで耕作されています譲受人に相談しまして、最初は買わないということでしたが、どうにか引き取ってもらえないかということで、この金額になりました。

議長 それでは、農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について異議のない方の挙手を求めます。

(全委員:挙手)

事務局 追加議案がありますので、議案の審議をお願いします。

この案件は、毎月27日まで提出された申請書を議案として審議いただいております。

すが、議案作成後、申請があったもので、急ぎの事情がありまして追加をしている
ものです。

議 長 議第47号案非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第47号案非農地証明願いに対する認定について（朗読）

議 長 急ぎの事情あるということで審議します。西地区の調査報告をお願いします。

4 番 （調査番号1～4）11月8日午後1時調査しました。別紙写真を用意しております。上の方が農地ナビの写真で、1番は黄色の囲い、2番が黄色の下地の番が入っている黄色の隣の青いところです。3番が白色で囲んでいるところ、4番がオレンジのところ。現地に行きまして、写真を見ていただければ大きな木も生えておりませんが、むた地で、足首くらいまで水が流れ込んでおりました。先に行っても同じような状態だろうと、先に行けば行くほど険しいところだと思います。よって、西地区全員で協議した結果、非農地と認めますということです。

議 長 それでは、質疑がある方の挙手をお願いします。

事務局 4番まで調査報告いただきました。5番につきましては、昨日の夕方、申請書を提出されました。事前に打ち合わせができておりませんで、申請書を持って来られました。調査しました結果、平成28年3月30日付けで非農地通知を通知済であります。

議 長 それでは、1番から5番まで非農地とすることに意義のない方の挙手を求めます。
（全委員：挙手）

1番から5番まで非農地として認定することにいたします。

議 長 報告第11号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第11号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）

議 長 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について（説明）
あつせん委員の担当割をお願いします。

議 長 1番、川村委員、2番と3番は山崎委員と私です。4番は、山崎委員と田口委員でよろしいでしょうか。各担当委員の方は、よろしくをお願いします。

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年11月10日

農業委員会会長

7番 農業委員

8番 農業委員
